

随 意 契 約 理 由 書

(件名) 中野管理本館ほか 監視制御設備改良工事

本件は、四條畷水道センター中野管理本館ほか1箇所を設置している監視制御設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である監視制御設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本業務が可能な者は、本設備を設計・製作したメタウォーター株式会社関西営業部1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、メタウォーター株式会社関西営業部と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

(工事名) 検定満期量水器取替工事その1 (単価契約)

本件は、計量法施行令第18条の規定に基づき四條畷水道センター管内の検定満期量水器取替工事であり、住宅や店舗など水道使用者の敷地内に立ち入り、量水器の取替及び排泥作業を行うものである。

ついては、量水器の取替後に漏水等が発生した場合に速やかに修繕に赴くなど、あらゆる事態に対応できる体制が必要である。また、量水器の取替予定件数が多く管内全体に点在し、指定期間内に取替を実施するためには、単独の事業者では困難であり、管内の地理等を熟知し、かつ、技術的経験もしくは同工事の施工実績を有していることが必要不可欠である。

以上の理由により、管内に事業所を置いている複数の業者で構成されている四條畷市プラーマ事業協同組合が唯一その要件を満たしており、確実な工事の達成を見込むことができる事業者である。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により四條畷市プラーマ事業協同組合と随意契約を行うものである。

比較見積りの省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。